

医第3141号
令和5年12月6日

各保健所設置市衛生主管部（局）長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
（ 公 印 省 略 ）

医療機能情報提供制度に係る令和5年度定期報告について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、本県では、医療法第6条の3に基づき、すべての病院、診療所又は助産所の管理者から医療機能情報を報告していただき、当該報告内容を県民等への検索ホームページ等により提供しておりますが、このたび、制度の運用が全国統一システムへ移行することに伴い、令和6年1月から医療機関等情報支援システム（G-M I S）により報告していただくこととなりました。

また、各施設の管理者は、医療機能情報の基本情報以外について、年1回以上の定期的な報告（定期報告）を都道府県知事に行うこととされていることから、次のスケジュールにより令和5年度定期報告の依頼を各施設に対して行う予定ですので、ご承知おきください。

なお、裏面に記載の関係団体には別途送付済みであることを申し添えます。

▶令和5年度定期報告に係るスケジュール

- ・定期報告期間
令和6年1月5日（金）から令和6年2月29日（木）まで
- ・令和5年度定期報告内容公表
令和6年4月1日（月）より全国統一システムにて公表予定

※詳細につきましては、本県HPをご確認くださいませようお願いします。

○本県HP「【重要】医療法に基づく報告（医療機能情報提供制度）について（医療施設関係者向け案内）」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f4581/index.html>

問合せ先
法人指導グループ 本村
電話（045）210-1111 内線4870

通知済み関係団体（各会会員に周知依頼済み）

公益社団法人神奈川県医師会

公益社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

公益社団法人神奈川県助産師会